

新旧対照表

(件名) 鳥羽市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成21年告示第69号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(対象)</p> <p>第2条 この要綱に基づき最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負並びに建設工事に係る測量、調査及び設計の請負の契約(予定価格が<u>100万円</u>以上であるものに限る。)とする。</p>	<p>(対象)</p> <p>第2条 この要綱に基づき最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負並びに建設工事に係る測量、調査及び設計の請負の契約(予定価格が<u>50万円</u>以上であるものに限る。)とする。</p>